

## 第V章 その他良好な景観の形成に関する事項

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

地域の景観を特徴づける建造物は、本市における良好な景観の形成上重要であることから、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要建造物の指定に向け検討していきます。

景観重要建造物の指定の方針
○地域の歴史・文化が建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
○多くの市民に親しまれているもので、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
○その他優れた外観を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

景観形成上重要であり、道路など公共の場所から望見できる地域の景観を特徴づける樹木のうち、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要樹木の指定に向け検討していきます。

景観重要樹木の指定の方針
○地域の自然、歴史・文化が色濃く現れており、樹姿や樹勢が優れているもの
○由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
○その他優れた樹容を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの

### 3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

#### (1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項

屋外広告物は、本市への魅力あるアプローチ道路の沿道景観の形成に影響を与える重要な要素です。

このため、三重県屋外広告物条例に基づき、行為の制限を図るとともに、特に良好な景観の維持及び形成を図るべき地区においては、屋外広告物沿道景観地区制度の活用をするなどにより規制・誘導を図ります。

#### (2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する基本的事項

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限を次のとおり定めます。

地区	屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項
鳥羽市景観計画区域 (以下ゾーンを除く)	三重県屋外広告物条例に基づき規制・誘導を図ります。
国道 42 号沿道ゾーン	三重県屋外広告物条例の規定に基づき屋外広告物沿道景観地区制度の運用により規制強化を図ります。 【屋外広告物沿道景観地区】：伊勢志摩景観地区 A

#### 4. 景観重要公共施設の整備に関する事項

##### (1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、都市公園、港湾などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素のひとつであり、良好な景観の形成を推進するためには、公共施設が先導的な役割を果たすことが重要となります。

このため、市の景観の骨格を形成するものや重点候補地区などにあるものは、景観重要公共施設に位置づけ、整備や維持管理に際してはその公共施設周辺の景観特性に十分配慮し、地域の景観資源となるような整備を行うものとします。

##### ① 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設は、次のいずれかの考え方に該当する施設を指定します。

景観重要公共施設の指定の考え方(いずれかに該当するもの)
○重点地区や重点候補地区、みなとまち(沿道)ゾーン、国道 42 号沿道ゾーン、パールロード沿道ゾーンにあるもの
○重点地区や重点候補地区、みなとまち(沿道)ゾーン、国道 42 号沿道ゾーン、パールロード沿道ゾーンに近接するもので、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの
○市民の憩いや散策の場として親しまれているもの、或いは地域のシンボルとなっており、良好な景観の形成を図る上で重要なもの

また、景観に配慮した整備の進捗状況や良好な景観の形成による効果などをふまえ、次の選定基準に基づき指定していきます。

景観重要公共施設の選定基準
【基本的な考え方】景観重要公共施設の指定の考え方における「重点地区や重点候補地区、みなとまち(沿道)ゾーン、国道 42 号沿道ゾーン、パールロード沿道ゾーンにあるもの」を優先的に景観重要公共施設として指定していく。
○選定基準 A. 区域が明確に定まっている「重点地区」にある主要な道路等は、原則全て景観重要公共施設として指定していく。
○選定基準 B. 区域が明確に定まっていない「重点候補地区」にある主要な道路等は、景観に配慮した整備が実施済みのものを優先的に景観重要公共施設として指定していく。
○選定基準 C. みなとまち(沿道)ゾーン、国道 42 号沿道ゾーン、パールロード沿道ゾーンにある主要な道路等は、原則全て景観重要公共施設として指定していく。

② 整備方針や基準の考え方

指定された景観重要公共施設については、良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準等をふまえ、整備に関する方針や必要に応じて占用許可の基準を定めます。

重点地区や重点候補地区等における公共施設については、整備時だけでなく維持管理や補修等の機会をとらえ、良好な景観の形成を推進していくことが有効であり、整備に関する方針等は対象となる公共施設の計画や事業の進捗状況、維持管理の状況にあわせた適切な内容とします。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方

景観重要公共施設は、次に示す方針に基づき、公共施設ごとに整備に関する方針等を定めます。

① 景観重要道路の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要道路	
整備に関する方針(法第8条第2項第4号ロ)	<p>良好な景観の形成に関する方針に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>a 現在形成されている良好な道路景観を維持することとし、改修等に際しても、現在の道路景観の継承に配慮する。但し、景観計画に定める景観形成基準に適合しないものについては、周辺の景観特性と調和する色彩やデザインに変更する。</p> <p>b 地区の歴史性や各道路の位置づけをふまえ、舗装材の美装化、道路上の電柱の民地等への移設や電線類の地中化などの無電柱化により沿道のまちなみの保全や調和に配慮し、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成するとともに、これらの適切な維持管理を行う。</p> <p>c 本市を代表する道路として、修景されたのり面や擁壁等により景観的な配慮がなされた、魅力あるアプローチ景観の形成に配慮するとともに、これらの適切な維持管理を行う。</p> <p>d 道路附属施設の整備等にあたっては、周辺の景観との調和に配慮した色彩（別表参照）やデザインに配慮する。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。</p> <p>e 改修等に際しては、路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う場合には、上記方針を適用し、通常の見守り行為の場合など小規模改修の場合は、上記b、c、dは適用除外とする。</p>
占用許可の基準(法第8条第2項第4号ハ(1))	<p>f 工作物の設置は、通りの見通しや通りからの眺望景観を妨げる位置、その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみや周辺景観との調和に配慮した場合には、この限りではない。</p> <p>g 工作物の形態意匠は、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。</p> <p>h 工作物の色彩は、当該道路が存する景観計画区域のゾーニングに応じた景観形成基準のとおりとする。ただし、通常の見守り行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合、道路標識の表示面など法令で定めのあるものや三重県屋外広告物条例に基づき許可申請される屋外広告物の表示面、或いは安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>

別表 道路附属施設の色彩基準

道路附属施設の色彩は、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成 29 年 10 月）／道路のデザインに関する検討委員会（国土交通省）」を参考とし、次の基本色を推奨する。なお、使い分けについては、同ガイドラインにおける「表 3.1 基本とする 4 色の特徴と留意点」の「使い分けを検討する際の留意点」をふまえて検討すること。
<b>基本色名称及びマンセル値</b>
ダークグレー(マンセル値 10YR 3.0/0.2 <sup>*</sup> )と同等の色
ダークブラウン(マンセル値 10YR 2.0/1.0)と同等の色
オフグレー(マンセル値 5Y 7.0/0.5)と同等の色
グレーベージュ(マンセル値 10YR 6.0/1.0)と同等の色

※10YR 3.0/0.2 を基本とし、彩度は 0.5 を上限とする。

② 景観重要河川の整備に関する方針

景観重要河川		
整備に関する方針(法第 8 条第 2 項 第 4 号ロ)	<p>良好な景観の形成に関する方針に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>a 沿川のまちなみと調和した水辺の景観形成に配慮する。</p> <p>b 現在の整備水準を維持することを基本とし、改修等に際しても、現在の整備水準を確保するよう配慮する。但し、景観計画に定める景観形成基準に適合しないものについては、地域の景観特性との調和に配慮し変更する。</p>	
占有許可の基準(法第 8 条第 2 項 第 4 号ハ(2))	<p>e 工作物の設置は、河川への見通しを妨げる位置、その他景観上重要な場所には設置しないものとする。</p> <p>f 工作物の形態意匠は、周辺の景観から突出しないよう配慮する。</p> <p>g 工作物の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、通常管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、法令で定めのあるもの、或いは安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>	
	色相	明度
	R、Y R、Y	— <sup>*</sup>
	その他	1 以下（無彩色を含む）

※色相に応じた明度の制限は設けないことを示す。

③ 景観重要港湾の整備に関する方針

景観重要港湾	
整備に関する方針(法第 8 条第 2 項 第 4 号ロ)	<p>良好な景観の形成に関する方針に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>a 現在形成されている良好な港湾の景観を維持することとし、改修等に際しても、現在の港湾の景観の継承に配慮する。</p> <p>b 施設整備にあたっては、港湾周辺の景観特性との調和に配慮し、落ち着いた色彩や素材により色彩を統一し、経年変化と共に風格が増す景観を形成する。</p> <p>c 柱状施設の整備等にあたっては、周辺景観との調和に配慮したデザインとし、その色彩や仕上げは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亜鉛メッキ仕上げ</li> </ul>

景観重要港湾			
整備に関する方針(法第8条第2項第4号ロ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークグレー (マンセル値 10YR 3.0/0.2 程度)</li> <li>・ダークブラウン (マンセル値 10YR2.0/1.0 程度)</li> <li>・グレーベージュ (マンセル値 10YR6.0/1.0 程度)</li> <li>・オフグレー (マンセル値 5Y7.0/0.5 程度)</li> </ul> <p>ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。</p> <p>d 改修等に際しては、港湾の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う場合に上記方針を適用し、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記 b、c は適用除外とする。</p>		
占用許可の基準(法第8条第2項第4号ハ(5)及び(6))	e 工作物の設置は、鳥羽湾への眺望景観を妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。		
	f 工作物の形態意匠は、周辺の景観から突出しないよう配慮する。		
	g 工作物の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、通常の管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、法令で定めのあるもの、或いは安全上やむを得ない場合はこの限りではない。		
	色相	明度	彩度
	R、Y R、Y	—※	4 以下
	その他		1 以下 (無彩色を含む)

※色相に応じた明度の制限は設けないことを示す。

④ 景観重要都市公園の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要都市公園	
整備に関する方針(法第8条第2項第4号ロ)	良好な景観の形成に関する方針に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 現在形成されている良好な公園の景観を維持することとし、改修等に際しても、現在の公園の景観の継承に配慮する。</li> <li>b 緑豊かで開かれた空間を形成し、周辺景観との調和及び眺望景観を楽しめる視点場となるよう配慮する。</li> <li>c 柱状施設の整備等に当たっては、周辺景観との調和に配慮したデザインとし、その色彩や仕上げは以下のとおりとする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・亜鉛メッキ仕上げ</li> <li>・ダークグレー (マンセル値 10YR 3.0/0.2 程度)</li> <li>・ダークブラウン (マンセル値 10YR2.0/1.0 程度)</li> <li>・グレーベージュ (マンセル値 10YR6.0/1.0 程度)</li> <li>・オフグレー (マンセル値 5Y7.0/0.5 程度)</li> </ul> <p>ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。</p> </li> <li>d 改修等に際しては、計画的に連続して行う場合に上記方針を適用し、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記 b、c は適用除外とする。</li> </ul>
占用許可の基準(法第8条第2項第4号ハ(3))	<ul style="list-style-type: none"> <li>e 工作物の設置は、鳥羽湾への眺望景観や周辺の景観への見通しを妨げる位置、その他景観上重要な場所には設置しないものとする。</li> <li>f 工作物の形態意匠は、周辺の景観から突出しないよう配慮する。</li> <li>g 工作物の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、通常の管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調</li> </ul>

景観重要都市公園			
占有許可の 基準(法第8 条第2項第 4号ハ(3))	和に配慮したもの、法令で定めのあるもの、或いは安全上やむを得ない 場合はこの限りではない。		
	色相	明度	彩度
	R、Y R、Y	—※	4以下
	その他		1以下(無彩色を含む)

※色相に応じた明度の制限は設けないことを示す。

### (3) 景観重要公共施設

景観重要公共施設の指定の考え方にに基づき、景観重要公共施設に位置づける公共施設名称と管理者の関係を整理すると次のとおりです。

表 景観重要公共施設

	景観重要道路の名称	区間	管理者	景観計画区域	選定基準	
1	国道42号その1	103・104頁 参照	三重県	・みなとまち(沿道)ゾーン ・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B・C	
2	国道42号その2	103頁参照	三重県	・みなとまち(沿道)ゾーン ・国道42号沿道ゾーン ・鳥羽湾眺望重点ゾーン ・眺望保全ゾーン(伊勢志 摩スカイライン飯盛山展 望ポイント)	基準B・C	
3	国道167号	103頁参照	三重県	・みなとまち(沿道)ゾーン ・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B・C	
4	県道鳥羽阿児線	103頁参照	三重県	・パールロード沿道ゾーン ・眺望保全ゾーン(パール ロード鳥羽展望台)(パール ロード面白展望台)(今 浦停留場)	基準C	
5	県道阿児磯部鳥羽線	103頁参照	三重県	・パールロード沿道ゾーン	基準C	
6	市道岩崎樋ノ山線	104頁参照	鳥羽市	・みなとまちの景観ゾーン ・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B	
7	市道岩崎錦町線	104頁参照	鳥羽市		基準B	
8	市道岩崎中之郷線	104頁参照	鳥羽市		基準B	
9	市道相橋大山神社線	104頁参照	鳥羽市		基準B	
10	市道工場線	104頁参照	鳥羽市		基準B	
11	市道栈橋線	104頁参照	鳥羽市		基準B	
12	市道臨港1号線	104頁参照	鳥羽市		・みなとまち(沿道)ゾーン	基準B・C
13	市道臨港2号線	104頁参照	鳥羽市		・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B・C
14	市道鳥羽駅臨港線	104頁参照	鳥羽市		・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B・C
	景観重要河川の名称		管理者		景観計画区域	選定基準
15	妙慶川	104頁参照	鳥羽市		・みなとまちの景観ゾーン ・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B
	景観重要港湾の名称		管理者		景観計画区域	選定基準
16	鳥羽港	104頁参照	三重県		・みなとまちの景観ゾーン ・みなとまち(沿道)ゾーン ・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B・C

	景観重要都市公園の名称		管理者	景観計画区域	選定基準
17	佐田浜東公園	104頁参照	鳥羽市	・みなとまち(沿道)ゾーン	基準B・C
18	佐田浜西公園	104頁参照	鳥羽市	・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B・C
19	城山公園	104頁参照	鳥羽市	・みなとまちの景観ゾーン	基準B
20	鳥羽マリンパーク	104頁参照	鳥羽市	・鳥羽湾眺望重点ゾーン	基準B

※上記表中の「選定基準」とは、94頁「景観重要公共施設の選定基準」における、該当選定基準を示します。







(4) 景観重要公共施設の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要公共施設の整備に関する方針、占用許可の基準は、次のとおりです。

<b>1 国道42号その1</b>		<b>整備に関する方針</b>
<p>本市の広域的玄関口となる鳥羽駅や鳥羽港へのアプローチとなる道路です。沿道では、観光系施設、ホテル・旅館等が集積する景観が集約してみられます。また、三重県屋外広告物条例に規定の屋外広告物沿道景観地区に指定されています。</p>		a b c d e
	<b>占用許可の基準</b>	
		f g h
<b>2 国道42号その2</b>		<b>整備に関する方針</b>
<p>本市の広域的玄関口となる鳥羽駅や鳥羽港へのアプローチとなる道路です。沿道では池の浦への眺望が開け、商業・業務施設等が立ち並び賑わいのある景観がみられます。 また、三重県屋外広告物条例に規定の屋外広告物沿道景観地区に指定されています。</p>		c d e
	<b>占用許可の基準</b>	
		f g h
<b>3 国道167号</b>		<b>整備に関する方針</b>
<p>本市の広域的玄関口となる鳥羽駅や鳥羽港へのアプローチとなる道路です。沿道では、鳥羽水族館駐車場や商業業務系施設等がみられます。 また、三重県屋外広告物条例に規定の屋外広告物沿道景観地区に指定されています。</p>		a c d e
	<b>占用許可の基準</b>	
		f g h
<b>4 県道鳥羽阿児線</b>		<b>整備に関する方針</b>
<p>志摩半島東部のリアス海岸を縫うように整備された、鳥羽市と志摩市を結ぶドライブウェイです。沿道に設けられたパーキングや展望台からは、太平洋やそれに浮かぶ島々、緑豊かな山々などへの眺望景観が楽しめます。</p>		c d e
	<b>占用許可の基準</b>	
		f g h
<b>5 県道阿児磯部鳥羽線</b>		<b>整備に関する方針</b>
<p>リアス海岸を縫うように整備されたパールロードの起点(浦村町今浦入口)と安楽島大橋をつなぐ道路です。沿道からは、太平洋やそれに浮かぶ島々、緑豊かな山々などへの眺望景観が楽しめます。</p>		c d e
	<b>占用許可の基準</b>	
		f g h

<b>6 市道岩崎樋ノ山線</b>		整備に関する方針
<p>本市中心市街地の観光商業の中心となる道路として整備され、鳥羽水族館が現在の鳥羽港側に移転するまで賑わいをみせました。</p> <p>歩道は美装化されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p>		a b d e
	占用許可の基準	
		f g h
<b>7 市道岩崎錦町線</b>		整備に関する方針
<p>旧城下町の都市構造が残る中心市街地における、かつての「侍屋敷」に形成された道路です。道路は美装化され、沿道では店舗や飲食、観光系の店舗が立ち並ぶ賑わいがあるまちなみがみられます。</p>		a b d e
	占用許可の基準	
		f g h
<b>8 市道岩崎中之郷線</b>		整備に関する方針
<p>旧城下町の都市構造が残る中心市街地における、「鳥羽城跡」に沿って整備された道路です。道路は美装化され、沿道からは城山公園や鳥羽城跡の斜面緑地や樹林地がみられ、三ノ丸広場なども整備されています。</p>		a b d e
	占用許可の基準	
		f g h
<b>9 市道相橋大山神社線</b>		整備に関する方針
<p>鳥羽城の堀としても機能していた妙慶川に設けられた「相橋門」という城門を通り、鳥羽城に上がる道筋です。今でも城山公園に至る道路であり、道路は美装化され、相橋も歴史的景観に配慮した整備がなされています。</p>		a b d e
	占用許可の基準	
		f g h
<b>10 市道工場線</b>		整備に関する方針
<p>鳥羽城の堀としても機能していた妙慶川に設けられた「大黒橋」を通る道路です。</p> <p>道路は美装化され、大黒橋も歴史的景観に配慮した整備がなされています。</p>		a b d e
	占用許可の基準	
		f g h
<b>11 市道棧橋線</b>		整備に関する方針
<p>国道 42 号真珠島前交差点から中心市街地へアプローチする道路です。沿道では、飲食店の賑わいがみられ、道路は美装化されています。</p>		a b d e
	占用許可の基準	
		f g h



<p>12 市道臨港1号線</p>	<p>整備に関する方針</p>	
<p>国道42号近鉄鳥羽駅北交差点から、バスセンターや佐田浜第2駐車場等へアプローチする道路です。道路は歩道が一部美装化されています。</p>		<p>a b d e</p>
	<p>占用許可の基準</p>	<p>f g h</p>
<p>13 市道臨港2号線</p>	<p>整備に関する方針</p>	
<p>市道臨港1号線から、佐田浜第3駐車場等へアプローチする道路です。道路は歩道が美装化されています。</p>		<p>a b d e</p>
	<p>占用許可の基準</p>	<p>f g h</p>
<p>14 市道鳥羽駅臨港線</p>	<p>整備に関する方針</p>	
<p>国道42号近鉄鳥羽駅南交差点から、鳥羽マリンターミナルや佐田浜第3駐車場等へアプローチする道路です。道路は歩道が一部美装化されています。</p>		<p>a b d e</p>
	<p>占用許可の基準</p>	<p>f g h</p>
<p>15 妙慶川</p>	<p>整備に関する方針</p>	
<p>かつての伊勢・志摩両国の境界となった川で、九鬼嘉隆が文禄3年(1594)に築城した鳥羽城の堀としても機能していました。今でも石垣の一部が相橋付近に残り、その両岸や河川敷の散策道は歴史的景観に配慮した整備がなされています。</p>		<p>a b</p>
	<p>占用許可の基準</p>	<p>e f g</p>
<p>16 鳥羽港</p>	<p>整備に関する方針</p>	
<p>島々に囲まれた天然の地形を活かして、古くから海上交通の重要な港として発展してきました。今でも、市営定期船や遊覧船が離発着し、鳥羽観光の拠点として多くの市民、観光客に利用され、鳥羽マリンターミナルやマリンターミナル先端緑地、カモメの散歩道など開放感のある景観がみられます。</p>		<p>a b c d</p>
	<p>占用許可の基準</p>	<p>e f g</p>
<p>17 佐田浜東公園</p>	<p>整備に関する方針</p>	
<p>鳥羽港に面して整備された公園で、ドルフィン広場を中心に美装化された広場や東屋に足湯があり、隣接して鳥羽マルシェも整備され観光客の憩いの場となっています。また、カモメの散歩道につながり、鳥羽港への眺望景観が楽しめます。</p>		<p>a b c d</p>
	<p>占用許可の基準</p>	<p>e f g</p>

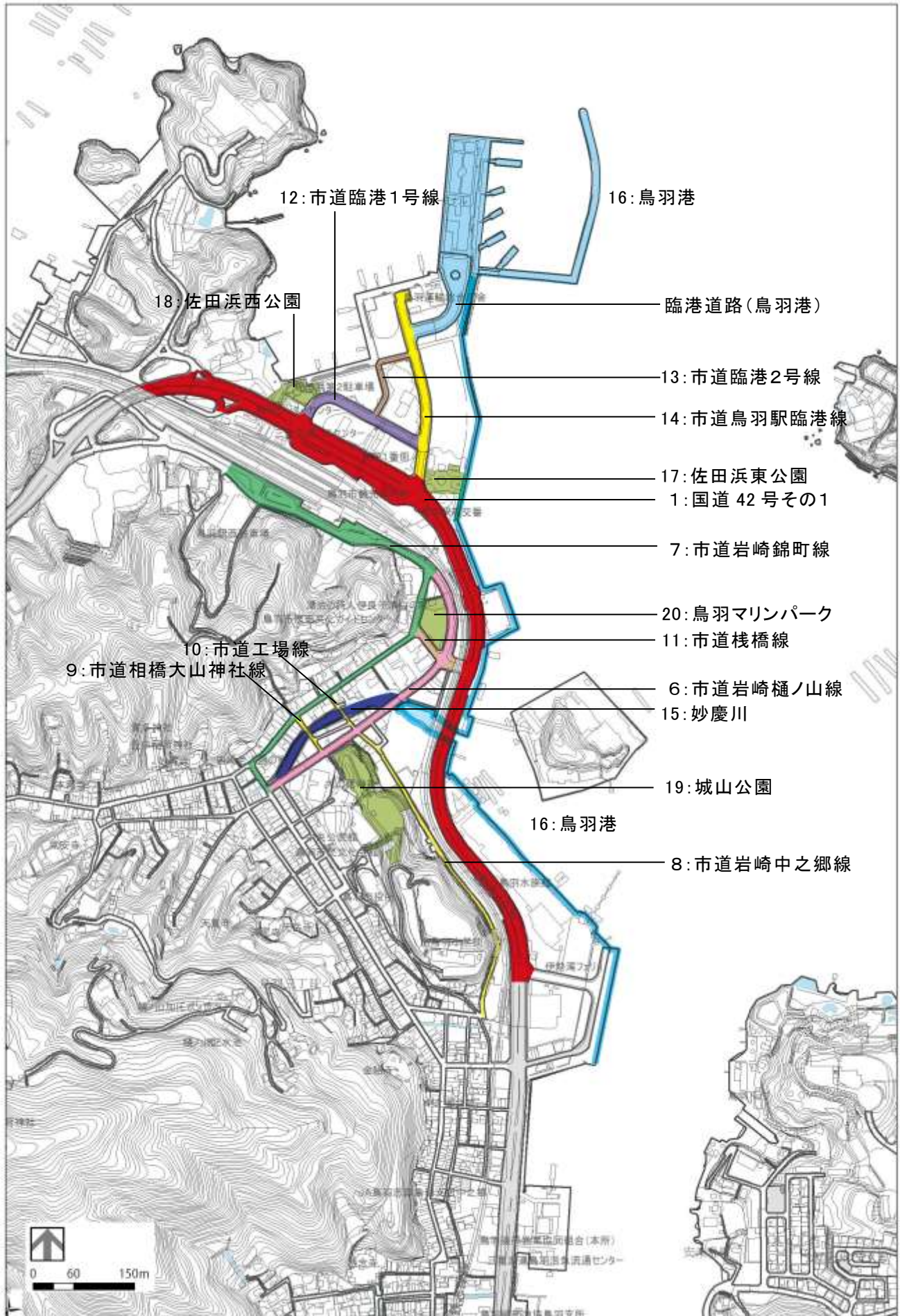
18 佐田浜西公園	整備に関する方針	
<p>鳥羽港に面して整備された公園で、海女の像が整備され、緑化されたうらおいのある公園で観光客の憩いの場となっています。</p>		a b c d
	占用許可の基準	
	e f g	
19 城山公園	整備に関する方針	
<p>鳥羽城跡に整備された公園で、広場や公衆トイレ、遊歩道などが整備されています。</p> <p>公園は鳥羽湾眺望重点ゾーンの視点場となっており、視点場からは鳥羽湾への眺望を楽しめます。また、春には桜の名所として多くの花見客で賑わいます。</p>		a b c d
	占用許可の基準	
	e f g	
20 鳥羽マリンパーク	整備に関する方針	
<p>中心市街地の入り口付近にあるオープンスペースで、美装化された広場や公衆トイレなどが整備され、広場に面して伊良子清白の家が移築され観光客の憩いの場となっています。</p>		a b c d
	占用許可の基準	
	e f g	

※表中のローマ字は、前項「(2)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における、当該景観重要道路、景観重要河川、景観重要港湾、景観重要都市公園に係る「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設



図 景観重要公共施設



## 5. 自然公園法の許可の基準

鳥羽市景観計画区域における届出と伊勢志摩国立公園普通地域及び特別地域における申請・届出に関する取扱いは次のとおりです。

鳥羽市景観計画	伊勢志摩国立公園	
	普通地域	特別地域
一般区域	鳥羽市景観計画の届出は必要	鳥羽市景観計画の届出は適用除外
眺望保全区域	鳥羽市景観計画の届出は必要	鳥羽市景観計画の届出は適用除外
重点地区	鳥羽市景観計画の届出は必要	鳥羽市景観計画の届出は適用除外であるものの、景観まちづくりの観点から、市として行為を把握することが望ましいため、鳥羽市景観計画における届出に準じる運用を今後検討するとともに、重点地区における景観形成基準に、建築物の高さや勾配屋根の数値基準を定めた場合、伊勢志摩国立公園管理計画の当該管理計画区における「許可・届出等取扱方針」との整合を図る。

## 6. 景観法の諸制度の活用

鳥羽湾周辺にみられる安楽島旅館群やビューポイントからの眺望景観の保全、風待ち港として栄えた鳥羽港周辺にみられる賑わいを創出する景観の維持、海女文化により継承されてきた文化的景観の保全などの取り組みを、観光振興、地域活性化などと一体的に推進するため、事業者、観光協会等関連団体、公共施設管理者、景観行政団体等が参加し、必要なしくみを協議する、景観協議会等の制度の活用を検討します。

また、その他関係者が良好な景観の形成を図るために、一定の地区において、必要なルールづくりを行うため、必要に応じて景観協定制度やそれに準じた協定制度の活用も検討します。